

お知らせ

農振農用地除外申請は期限内に

農業振興地域内にある農用地を農用地以外の目的で使用する場合は、除外手続きが必要です。農地の転用を予定している方は、事前にご相談ください。

申請期限／4月2日(月)まで

<申請・問い合わせ先>

農水産課(☎68-1173)

海上支所産業室(☎55-3126)

飯岡支所産業室(☎57-3116)

3月30日(金)まで 軽自動車の変更手続き

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。所有状況に変更があった方や、使用していない車両等をお持ちの方は、3月30日(金)までに手続きを済ませてください。

問い合わせ先／税務課課税班(☎62-5321)

旭中央病院 市民健康講座

日時／3月17日(土) 午後2時～4時

場所／旭中央病院3号館5階大講堂

内容／●糖尿病から目を守ろう ●

本当は怖い タバコにまつわるウソ！ホント？

参加費／無料 ※事前申込不要

問い合わせ先／旭中央病院医療連携室(☎63-8111内線3160)

中小企業を守る 「経営セーフティ共済」

取引先の突然の倒産により経営が悪化した場合に、資金を借り入れることができる制度です。くわしくは、旭市商工会(☎62-1348)へ。

多重債務110番

千葉司法書士会では、多重債務者のための無料電話相談を行います。

日時／3月10日(土)、11日(日) 午前10時～午後3時

相談専用電話／☎043-243-4144

対象者が変わります 老人性白内障補助眼鏡等費用助成

市では、65歳以上の方が白内障手術後に補助眼鏡等を作製した場合に、費用の一部を助成しています。4月申請分から、助成の対象となる方は、その方の属する世帯の世帯員すべてが市民税非課税の場合に変わります。費用の助成を希望される方は、お早めに申請してください。

問い合わせ先／高齢者福祉課高齢者班(☎62-5350)

社会保険事務所 出張年金相談

日時／3月20日(火) 午前10時～午後3時

場所／市役所南分館(本庁舎南側)

定員／30人 ※予約制

予約受付／電話または市役所保険年金課の窓口で、氏名、生年月日、住所、基礎年金番号、相談の概要をお申し出ください。

予約・問い合わせ先／市役所保険年金課(☎62-5332)

検診名と対象年齢

検診名	内容	対象年齢 (H20. 4. 1現在)
基本健康診査	身体測定、尿検査、血圧測定、診察、血液検査、選択検査	19歳以上 (H元. 4. 1以前生)
肝炎ウイルス検診	C型肝炎・B型肝炎ウイルス検査(基本健康診査に同時実施)	40歳以上(S43. 4. 1以前生) で過去に肝炎ウイルス検査を受けたことのない方
胃がん検診	バリウム造影(胃部レントゲン)	40歳以上 (S43. 4. 1以前生)
大腸がん検診	便潜血反応検査	40歳以上 (S43. 4. 1以前生)
前立腺がん検診	血液検査(PSA測定)	50歳以上の男性 (S33. 4. 1以前生)
胸部レントゲン検査	胸部レントゲン間接撮影	40歳以上 (S43. 4. 1以前生)
子宮がん検診	子宮頸部細胞診	20歳以上の女性 (S63. 4. 1以前生)
乳がん検診	超音波検査	30～39歳の女性 (S43. 4. 2～S53. 4. 1生)
	マンモグラフィー検査	40歳以上の女性 (S43. 4. 1以前生)

市では、平成19年度に実施する検診の新規申し込みを受け付けます。検診を受けて健康管理に役立てましょう。

〔申込方法〕
対象年齢をご確認の上、必要事項を明記し次のいずれかの方法でお申し込みください。

必要事項／氏名、生年月日、住所、電話番号、受診希望の検診名

※電話での受け付けは行いません。

●はがきの場合
「平成19年度旭市健康カレンダー」

健康
メモ

検診を受けて健康管理に役立てましょう
申し込みの受け付けは3月1日～20日

にある申し込みはがきまたは郵便はがきに必要事項を記入し、旭市保健センター(〒289-2504 旭市二の2787-1)へ郵送してください。

※旭市健康カレンダーは、2月下旬から区長さんを通じ、各家庭へ配布しています。各保健センターの窓口にも置いてあります。

●ファックスの場合
必要事項を記入し、旭市保健センター(☎64-1618)に送付してください。

●窓口で申し込みの場合
各保健センターの窓口にて、必要事項を記入した申し込みはがきをお持ちください。窓口においてある申込書でも申し込みができます。

〔申込期間〕
3月1日(木)～20日(火)

※郵送の場合、当日消印有効。窓口での受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。(土・日曜日は除く)

平成17年、18年に1回でも受診した検診については、改めて申し込みをしなくても受診票が郵送されます。2年間未受診の検診は新たに申し込みが必要となります。

〔健康管理課 保健師〕